

子ども・子育て支援新制度に関する主な動き

●経過・今後の流れ

年月	主体	内容
平成25年度	国	子ども・子育て会議等における検討
	市町村	ニーズ調査実施・市町村計画検討開始
	県	県計画検討開始・市町村計画策定支援
平成26年4月～	国	関係府省令案の提示 公定価格仮単価提示
9月	県・市町村	計画案 中間報告（量の確保方策含む） 関係条例等の検討・制定
～27年3月	県・市町村	計画策定
平成27年4月		新制度施行・計画期間スタート

●主な動き

○新制度の運営には年間約1兆円超が必要

- ・消費税財源で確保できる財源は0.7兆円
- ・0.3兆円超は、予算編成過程で歳入・歳出の見直し等の動向を踏まえて確保に取り組む

量的拡充	質的改善
4068億円程度	3003億円程度
・保育40万人増・延長・病児保育、 放課後児童クラブ、一時預かり等の利 用児童数・箇所数の増 等	・職員配置の改善 3歳児（現20:1→15:1へ改善） ・職員給与の改善（+3%） 等

○認定こども園・幼稚園・保育所に共通の給付（施設型給付）の充実

- ・施設に支払われる給付は、現状より1割程度増える見通し（平成29年度）
（職員数の増等が条件）

○利用者負担（保育料）

- ・保育料の水準は現行どおり
- ・同時入所の軽減制度についても現行どおりを想定

○放課後児童クラブの拡充

- ・対象年齢を拡大（おおむね10歳未満 → 小学校6年生）
- ・新たに国が定めた基準を踏まえ、市町村が条例で設備・運営の基準を制定（職員配置基準（2人以上配置、うち1人は有資格者）等）
- ・18時半を超えて開所するクラブの人件費を改善（時間延長の支援）

国等における最近の動き

1 次世代育成支援対策推進法の10年間延長（H26.4.16改正法成立）

- 平成26年度末に期限を迎える次世代育成支援対策推進法の期限を10年間延長
- 一般事業主行動計画について、新たな認定制度を創設し、計画の策定・届出に代えた実績公表の仕組みを追加するなどの措置を含む改正法が成立

2 日本創成会議・人口減少問題検討分科会提言（H26.5.8公表）

- 人口移動が収束しない場合、2010年（H22）と比較し、2040年における20～39歳の女性人口が5割以下に減少する市町村が約半数（896市町村）となるとの推計を公表
- 併せて、「ストップ少子化・地方元気戦略」を提言

3 少子化危機突破タスクフォース（第2期）取りまとめ（案）（H26.5.19公表）

- 少子化対策の加速化のために解決すべき課題と進むべき方向性について整理

4 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）

- 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実
- 夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討
- 子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保を着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応

5 「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）

- 新たに講ずべき具体的施策（育児・家事支援環境の拡充）

① 「放課後子ども総合プラン」

いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚労省と文科省が共同して「放課後子ども総合プラン」を策定。2019年度末までに放課後児童クラブ約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

② 保育士確保対策の着実な実施

国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための工程表を「保育士確保プラン」として策定。

③ 子育て支援員（仮称）の創設

幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員（仮称）」として認定する仕組みを創設。

6 教育再生実行会議提言（7月3日）

- 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。

7 まち・ひと・しごと創生本部の設置（9月3日）

- 人口急減・超高齢化という大きな課題に政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部を設置